日本医療ソーシャルワーカー協会・機関誌『医療と福祉』投稿規程

1. 投稿者資格・著者資格
 (1) 日本医療ソーシャルワーカー協会・機関紙『医療と福祉』編集規程 3.に基づき、投稿時点で正会員、賛助会員（個人）、または名誉会員の資格を得て、必要な年会費を完納していなければならない。
 (2) 共同執筆の場合、筆頭著者、共著者いずれについても正会員、賛助会員（個人）、または名誉会員とする。会員資格を有しない者については共同研究者として欄外に記載する。なお、欄外に記載される共同研究者は論文の共著者とはならない。
 (3) 著者とは医学雑誌編集者国際委員会（International Committee of Medical Journal Editors：ICMJE）に従い、以下の通りとする。
 1) 研究の構想またはデザイン、あるいは研究データの取得、解析、または解釈に実質的に貢献した。
 2) 論文を起草したか、または重要な知的内容について批評的な推敲を行った。
 3) 出版原稿の最終承認を行った。
 4) 研究のあらゆる部分について、その正確性または公正性に関する疑義が適切に調査され、解決されることを保証し、研究のすべての側面に対して説明責任を負うことに同意した。
 (4) 『医療と福祉』編集委員会の決定により、依頼原稿は非会員でも投稿することができる。

2. 原稿の種別
 (1) 日本医療ソーシャルワーカー協会・機関誌『医療と福祉』編集規程 6.に基づき、原稿の種別は実践報告、原著論文、調査報告、研究ノートであり、内容は下記の通りである。
 1) 実践報告
 新しい知見や経験、特色ある取り組みなどに関する実践について、具体的かつ客観的に情報を提示し、その内容が今後の保健医療分野における社会福祉の発展に資する論文。
 2) 原著論文
 保健医療分野における社会福祉の発展に寄与すると認められるものであり、オリジナルなデータもしくは分析に基づいて、新しい知見と実践への示唆が論理的に述べられている論文。
 3) 調査報告
 調査研究手法を用いて明らかにした事実や知見が、今後の保健医療分野における社会福祉の発展に寄与すると期待できるものであり、共有するに値する論文。
 4) 研究ノート
 進行中の研究における新しいアイディアや予備的な結果を示し、保健医療分野における社会福祉の発展に示唆をもたらす資料的価値がある論文。
 (2) 特集、各部・委員会・担当チーム報告、依頼原稿等も掲載することができる。

3. 原稿の受付

(1) 投稿の募集および締め切りは、日本医療ソーシャルワーカー協会ホームページや協会ニュースに掲載される「『医療と福祉』論文投稿募集について」に従うものとする。

(2) 投稿は、日本医療ソーシャルワーカー協会ホームページ「『医療と福祉』投稿申込フォーム」から行うこととする。

(3) 『医療と福祉』投稿申込フォームにより投稿原稿が提出された日を投稿原稿受付日とし、『医療と福祉』編集委員会の審査により採用された日を採用日とする。

(4) 投稿原稿は日本語とする。

(5) 投稿原稿は、別途定める「『医療と福祉』執筆要領」に則って作成することとする。

(6) 投稿原稿とともに、「投稿チェックリスト」、「著者資格確認書」、「投稿・著作権譲渡同意書」、「COI 申告フォーム」および該当する場合は「COI 報告書」を提出することとする。自筆が必要な書類は、投稿時はスキャンした PDF ファイルをメール添付し、採用後最終原稿提出時に原本を事務局に郵送する。

(7) 投稿論文受領後は『医療と福祉』編集委員会が許可した場合を除き、著者の追加、削除、著者順の変更は認めない。著者の追加、削除、著者順の変更の申請を行う場合には、論文種別、論文タイトル、変更理由、変更前および変更後のすべての著者がそれに同意したことを示す署名入りの申請書（書式自由）を提出する必要がある。

(8) 投稿原稿は 1 編ごとに完結したものとして扱うため、表題に「1 報・2 報」、「上・下」、「Ⅰ・Ⅱ」等をつけない。

(9) 過去『医療と福祉』に投稿し、不採用、または取り下げとなった論文の再投稿は妨げない。ただし、再投稿する場合は再投稿である旨と修正点について説明文書を添付することとする。

(10) 提出された投稿原稿および関連資料は返却しない。

(11) 掲載決定後の著者による校正は、原則として初校のみとする。

(12) 掲載料は無料とする。ただし、特別な作図などが必要な場合は、自己負担を求めることがある。

4. 原稿の採否

(1) 投稿原稿は著者が指定した原稿の種別で査読を行う。

(2) 投稿論文掲載の可否は「『医療と福祉』投稿から掲載までのフローチャート」に基づき『医療と福祉』編集委員会が審査、掲載順、掲載号を含め決定する。ただし、投稿論文が投稿規程や執筆要領に従っていない、あるいは記載事項に不備がある場合には、『医療と福祉』編集委員会の判断により「受付不可」とする場合がある。

(3) 投稿論文の査読は、『医療と福祉』編集委員会が選定する 2 名以上によって行われる。査読は、ダブル・ブラインド方式（著者には査読者を知らせない、査読者にも著者を知らせない）で行う。複数の査読結果をもとに『医療と福祉』編集委員会で審査を行い、「無修正で掲載可」、「修正後に掲載可」、「修正後に再査読」、「掲

載不可」のいずれかにより投稿者に報告される。

(4) 査読による修正要請があった場合には、論文の修正箇所を明示し、査読者の指摘についてどのように対応したか、その概要を文書化して提出する。

(5) 査読報告において、「修正後に掲載可」、「修正後に再査読」となった場合、『医療と福祉』編集委員会が設定する期限内に再投稿がなされなかった場合、自動的に取り下げとみなす。ただし、傷病や災害等により投稿者から申し出がある場合はそれを考慮することがある。

(6) 一投稿に対する査読の上限は 3 回（再々査読で採用にならなければ不採用）までとし、次に投稿する際は新規投稿となる。

(7) 論文投稿後、論文の取り下げを行う場合、文書により取り下げの意思を『医療と福祉』編集委員会に申し出ることとする。

(8) 特集、各部・委員会・担当チーム報告、『医療と福祉』編集委員会からの依頼原稿等は、著者の責任のもと精査し、掲載するものとする。

5. 研究倫理・出版倫理

(1) 投稿論文およびもとになる調査研究は、日本医療ソーシャルワーカー協会「調査研究倫理指針」に基づき、適性に遂行されていなければならない。所属機関に倫理審査委員会がない場合、『医療と福祉』に投稿予定の研究計画については日本医療ソーシャルワーカー協会倫理審査委員会の審査を受けることができる。

(2) 臨床試験は、臨床試験登録公開制度システム（UMIN-CTR 等）に登録する。ランダム化比較試験（Randomized Controlled Trial：RCT）では、CONSORT 声明に従う。

(3) 投稿に関する不正行為を行ってはならない。不正行為とは、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、分割投稿（サラミ投稿）、不適切な著者資格による投稿等である。不正行為が判明した場合には、厳格な処分をする可能性があるため特に注意すること。

(4) 投稿する原稿は、未発表のものに限る。未発表とは、他学術誌や出版物等に未投稿、未掲載のものとする。学会・研究会等の抄録集、学位論文、研究報告書や事業報告書は未発表とみなすが、その旨を本文内に付記すること。ただし、学位論文については所属機関のリポジトリへの収載などインターネット上で全文が公開されている内容は既に発表されたものとみなす。

(5) 投稿論文と内容的に特に関係の深い同一著者による既公刊論文（投稿中や印刷中のものを含む）、出版物、インターネットで全文公開されている資料がある場合には、投稿の際に提出することとする。また、内容の加筆修正箇所について説明文書を添付すること。

6. 生成 AI の利用

(1) 生成 AI を利用した場合にも、記載された内容への責任は著者が負う。

(2) 生成 AI は、論文の著者、共著者、共同研究者としては記載できない。

(3) 生成 AI が作成した文書は、参考文献または引用文献として記載できない。

(4) 生成 AI を利用した場合は開示すること。

(5) 生成 AI と著作権に関しては、文化審議会著作権分科会法制度小委員会（令和 6 年

3 月 15 日）に従う。

7. 投稿論文の審査結果に不服がある場合には、文書にて『医療と福祉』編集委員会に申し立てることができる。また､『医療と福祉』編集委員会の対応に不服がある場合には、日本医療ソーシャルワーカー協会理事会に不服を申し立てることができる。

8. 本規程に定めのない事項については､『医療と福祉』編集委員会で検討し、判断する。

9. 本規程の変更は、日本医療ソーシャルワーカー協会『医療と福祉』編集委員会で検討し、理事会の議決を経なければならない。

附則　1. この規程は、2024 年 11 月 30 日から施行する。
2. この規程は、2026 年 9 月 12 日開催の理事会において改正され、同日から施行する。

一般社団法人日本社会福祉学会・機関誌『社会福祉学』投稿要領を参考に作成した。